

議案第181号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅訪問型保育事業者が提供する保育について、所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。